

# 建設企業委員会提出資料

[公的資金補償金免除繰上償還について]

平成20年2月

建設局

下水道部

公的資金補償金免除繰上償還に係る償還額  
及び利子負担軽減額

(単位:千円)

	繰上償還額	借換債借入額
平成19年度	3,929,629	3,928,900
平成20年度	4,678,726	4,678,100
平成21年度	3,847,927	3,847,700
合 計	12,456,282	12,454,700
利子負担軽減額	2,225,171	
平成20年度影響額	263,133	

※ 補償金免除繰上償還は、対象を5%以上の高利率の公的資金としており、行政の簡素化及び効率化に関する事項を定めた計画が承認された場合に認められるものです。

公的資金とは、旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、公営企業金融公庫資金であり、従来、繰上償還をする場合は補償金の支払いが必要であった資金です。

公的資金補償金免除繰上償還に係る  
公営企業経営健全化計画

(下水道事業)

平成19年11月

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名： 和歌山市下水道事業特別会計

事業名	公共下水道（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和57年3月31日	地方公営企業法の適用・非適用	□適用 ■非適用
団体名	和歌山市	職員数* (H19年4月1日現在)	94
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

## 2 財政指標等

資本費	177 (H18)	公営企業債現在高* (百万円)	107,148
累積欠損金 (百万円)	該当なし	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債権 (百万円)	該当なし	財政力指数	0.811 (H18)
資金不足比率 (%)	273.2	実質公債費比率* (%)	17.0% (H19)
		経常収支比率* (%)	95.7% (H18)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。  
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。  
3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	公的資金補償金免除繰上償還に係る下水道事業特別会計健全化計画
計 画 期 間	平成19年度から平成23年度まで
計画策定責任者	和歌山市長 大橋建一
既存計画との関係	平成17年度に策定した財政健全化計画（H17～H21）の見直し
公表の方法等	議会への報告、HPへの掲載
基本方針	平成17年12月に集中改革プランに基づき下水道事業の健全化計画を策定しましたが、平成19年6月に地方財政健全化法が成立したことで計画の見直しを行うこととなりました。 見直しのポイントは使用料の引き上げ率であり、当初の計画である20%から39.3%へ上げ幅を引き上げることで、平成20年度での単年度収支の均衡を目指しています。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	2,405	2,450	2,709	7,564
	補償金免除額	332	563	450	1,345
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	466	977	0	1,443
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	766	1,463	1,220	3,449

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業	2,405,272	2,449,922	2,709,252	7,564,446
	合 計 (A)	2,405,272	2,449,922	2,709,252	7,564,446
※上記のうち (再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	2,405,272	2,449,922	2,709,252	7,564,446

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業	465,990	976,665	0	1,442,655
	合 計 (A)	465,990	976,665	0	1,442,655
※上記のうち (再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	465,990	976,665	0	1,442,655

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業	765,419	1,463,386	1,220,376	3,449,181
	合 計 (A)	765,419	1,463,386	1,220,376	3,449,181
※上記のうち (再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	765,419	1,463,386	1,220,376	3,449,181

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の下水道事業は、事業着手が遅れたことで、普及率は平成18年度末で29.2%という低位にとどまっています。</p> <p>また、水洗化率も73.1%と中核市の平均と比較しても低いため、使用料収入が思うように伸びていません。</p> <p>一方、元利償還金は増え続けており、平成18年度における汚水処理原価は240.1円/m<sup>3</sup>、そして、これに対する使用料単価は137.3円/m<sup>3</sup>であり、使用料回収率は57.2%となっています（資本費平準化債を考慮すると69%）。</p> <p>さらに、平成9年度から基準外繰出しの減少により赤字会計となり、平成18年度でその額は約110億円と膨れ上がっています。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 水洗化率の向上</p> <p>平成18年度の中核市平均90.9%に対し本市は73.1%であり、水洗化率の向上を図ることで使用料収入の増加を目指します。</p>
	<p>課 題 ② 使用料の見直し</p> <p>本市の使用料単価は137.3円/m<sup>3</sup>、そして、使用料回収率が57.2%（資本費平準化債を考慮すると69%）となっています。</p> <p>一方、これらの数値の中核市の平均は、使用料単価が146.6円/m<sup>3</sup>、使用料回収率が71.6%であり、本市と比較すると高い数値となっていることから、使用料の見直しを行うことで収入の増加を目指します。</p>
	<p>課 題 ③ 建設コスト等の縮減</p> <p>本市の汚水処理原価は維持管理費60.4円/m<sup>3</sup>、資本費179.7円/m<sup>3</sup>に対し中核市の平均は維持管理費67.7円/m<sup>3</sup>、資本費151.3円/m<sup>3</sup>となっています。</p> <p>今後も維持管理費の縮減に努めるとともに、資本費については借換え債や繰上げ償還の制度を活用することで削減を図ります。</p>
	<p>課 題 ④</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	<p>住民に下水道整備の正しい知識をもってもらうため、下水道整備が公共用水域の水質保全に与える効果、及びそのための費用と料金負担の関係等についての情報をわかりやすく開示する。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区分	平成15年度 (計画)	平成16年度 (実績)	平成17年度 (実績)	平成18年度 (実績)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (計画)	平成23年度 (計画)
1 総収	6,206	6,520	6,259	6,144	5,969	6,386	7,016	7,029	7,036
(1) 営業	4,614	5,019	4,758	4,824	4,039	5,123	5,778	5,815	5,871
ア 料収	1,599	1,923	1,982	2,028	2,085	2,303	3,143	3,224	3,326
イ 受託工事									
ウ その他	(3,015)	(3,096)	(2,776)	(2,796)	(1,954)	(2,820)	(2,635)	(2,591)	(2,607)
(2) 営業外	1,592	1,501	1,501	1,320	1,930	1,263	1,238	1,214	1,165
ア 他会計	1,411	1,376	1,344	1,175	1,804	1,150	1,137	1,123	1,082
イ その他	181	125	157	145	126	113	101	91	83
2 総費	6,454	6,563	6,113	5,972	5,940	6,218	5,967	5,906	5,840
(1) 営業	2,402	2,567	2,295	2,288	2,380	2,546	2,595	2,634	2,673
ア 職員給与	437	445	403	368	404	393	393	393	393
うち退職手当									
イ その他	1,965	2,122	1,892	1,920	1,976	2,153	2,202	2,241	2,280
(2) 営業外	4,052	3,996	3,818	3,684	3,560	3,672	3,372	3,272	3,167
ア 支払利息	2,306	2,287	2,206	2,136	1,328	1,301	1,168	1,130	1,090
うち一時借入金利息	1,286	1,269	1,224	1,189	1,922	1,964	1,799	1,738	1,674
イ その他	15	16	13	15	49	132	138	134	129
3 収支差引(A)-(D)	460	440	388	359	310	407	405	404	403
1 資本的収入	-247	-43	146	172	29	168	1,049	1,123	1,196
(1) 地的	10,278	10,274	11,671	11,103	11,054	10,651	9,776	9,453	9,530
(2) 他会計補助金	5,597	5,130	5,070	6,566	6,613	6,481	5,854	5,456	5,410
(3) 他会計借入金	2,828	3,208	3,671	2,381	2,444	2,474	2,478	2,553	2,682
(4) 固定資産売却代金									
(5) 国(都道府県)補助金	1,593	1,758	2,728	1,983	1,801	1,551	1,300	1,300	1,300
(6) 工事員負担金	259	178	202	173	196	145	144	144	138
(7) その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0
2 資本的支出	11,664	11,605	12,956	12,030	11,873	11,319	10,483	10,217	10,343
(1) 建設改良費	8,174	7,675	8,336	7,001	6,844	6,553	5,528	5,124	5,119
うち職員給与	473	438	421	379	383	383	383	383	383
(2) 地方債償還金(H)	3,490	3,930	4,620	4,990	5,029	4,766	4,955	5,093	5,224
(3) 他会計長期借入金返還金									
(4) 他会計への繰出金									
(5) その他				39					
3 収支差引(F)-(G)	-1,386	-1,331	-1,285	-927	-819	-668	-707	-764	-813

(単位:百万円, %)

区分	平成13年度 (計画第1年度) (決算)	平成14年度 (計画第2年度) (決算)	平成15年度 (計画第3年度) (決算)	平成16年度 (計画第4年度) (決算)	平成17年度 (計画第5年度) (決算)	平成18年度 (計画第6年度) (決算)	平成19年度 (計画第7年度) (決算)	平成20年度 (計画第8年度) (決算)	平成21年度 (計画第9年度) (決算)	平成22年度 (計画第10年度) (決算)	平成23年度 (計画第11年度) (決算)
収支再差引 (E)+0 (J)	-1,633	-1,374	-1,139	-755	-790	-500	342	359	383	612	
積立金 (K)											
前年度からの繰越金 (L)	422	306	240	184	239						
前年度繰上充用金 (M)	5,763	7,282	8,591	9,676	10,486	11,036	11,512	11,149	10,765	10,382	10,360
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	-6,974	-8,350	-9,490	-10,247	-11,037	-11,536	-11,170	-10,790	-10,382	-9,748	-9,748
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	306	240	184	239	0						
実収支 (P)											
赤字 (N)-(O) (Q)	7,280	8,590	9,674	10,486	11,037	11,536	11,170	10,790	10,382	9,748	9,748
赤字比率 ( (O)/(B)-(C) ) × 100 )	158	171	203	217	273	225	193	186	177	155	155
収益的収支比率 ( (A)/(D)+(H) ) × 100 )	62	62	58	56	54	58	64	64	64	66	66
地方財政法施行令第20条第1項により算定した不足額 (R)	7,280	8,590	9,674	10,486	11,037	11,536	11,170	10,790	10,382	9,748	9,748
営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C) (S)	4,614	5,019	4,758	4,824	4,039	5,123	5,778	5,815	5,871	6,283	6,283
資金不足比率 ((R)/(S)) × 100)	157.8	171.2	203.3	217.4	273.3	225.2	193.3	185.6	176.8	155.1	155.1
積立金現在高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債現在高	102,088	103,287	103,987	105,563	107,148	108,864	109,762	110,125	110,312	110,371	110,371
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	102,088	103,287	103,987	105,563	107,148	108,864	109,762	110,125	110,312	110,371	110,371
うちその他に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 他会計繰入金

区分	平成13年度 (計画第1年度) (決算)	平成14年度 (計画第2年度) (決算)	平成15年度 (計画第3年度) (決算)	平成16年度 (計画第4年度) (決算)	平成17年度 (計画第5年度) (決算)	平成18年度 (計画第6年度) (決算)	平成19年度 (計画第7年度) (決算)	平成20年度 (計画第8年度) (決算)	平成21年度 (計画第9年度) (決算)	平成22年度 (計画第10年度) (決算)	平成23年度 (計画第11年度) (決算)
収益的収支分	4,426	4,473	4,120	3,971	3,757	3,971	3,762	3,639	3,496	3,567	3,567
うち基準内繰入金	3,762	3,824	3,523	3,693	3,497	3,683	3,479	3,361	3,223	3,299	3,299
うち基準外繰入金	664	649	597	278	260	288	283	278	273	268	268
うち料金収入に計上すべき繰入等	664	649	597	278	260	288	283	278	273	268	268
うち赤字補てんのなもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分	2,827	3,208	3,671	2,381	2,443	2,474	2,478	2,549	2,675	2,759	2,759
うち基準内繰入金	2,499	2,822	3,325	2,104	1,971	1,921	1,934	1,990	2,096	2,148	2,148
うち基準外繰入金	328	386	346	277	472	553	544	559	579	611	611
うち赤字補てんのなもの	176	227	179	190	381	457	444	454	469	496	496

(単位:百万円)



(3) 経営指標等

(単位: %)

	平成14年度 (計画第1年度)	平成15年度 (計画第2年度)	平成16年度 (計画第3年度)	平成17年度 (計画第4年度)	平成18年度 (計画第5年度)	平成19年度 (計画第6年度)	平成20年度 (計画第7年度)	平成21年度 (計画第8年度)	平成22年度 (計画第9年度)	平成23年度 (計画第10年度)
資金不足比率	157.8	171.2	203.3	217.4	273.3	225.2	193.3	185.6	176.8	155.1
料金回収率*	58.9	65.7	67.7	64.8	57.2	56.1	76.2	76.9	78.0	83.9
総収支比率(法適用)										
経常収支比率(法適用)										
営業収支比率(法適用)										
累積欠損金比率(法適用)										
収益的収支比率(法適用)又は 不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	62.4	62.1	58.3	56.0	54.4	58.1	64.2	63.9	63.6	66.1
収益的収入分	157.8	171.2	203.3	217.4	273.3	225.2	193.3	185.6	176.8	155.1
うち基準内繰入金	71.3	68.6	65.8	64.6	62.9	62.2	53.6	51.8	49.7	47.8
うち基準外繰入金	60.6	58.7	56.3	60.1	58.6	57.7	49.6	47.8	45.8	44.2
うち料金収入に計上すべき繰入等	10.7	10.0	9.5	4.5	4.4	4.5	4.0	4.0	3.9	3.6
うち赤字補てん的なもの	10.7	10.0	9.5	4.5	4.4	4.5	4.0	4.0	3.9	3.6
資本的収入分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金	27.5	31.2	31.5	21.4	22.1	23.2	25.3	27.0	28.1	28.9
うち基準外繰入金	24.3	27.5	28.5	18.9	17.8	18.0	19.8	21.1	22.0	22.5
うち赤字補てん的なもの	3.2	3.8	3.0	2.5	4.3	5.2	5.6	5.9	6.1	6.4
うち赤字補てん的なもの	1.7	2.2	1.5	1.7	3.4	4.3	4.5	4.8	4.9	5.2

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 資金不足比率 (%) =  $(\text{資金不足比率}) \times 100$
- ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100
- イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100
- (2) 総収支比率 (%) =  $(\text{総収支比率}) \times 100$
- (3) 経常収支比率 (%) =  $(\text{経常収支比率}) \times 100$
- (4) 営業収支比率 (%) =  $(\text{営業収支比率}) \times 100$
- (5) 累積欠損金比率 (%) =  $(\text{累積欠損金}) / (\text{営業収益} - \text{受託工事収益}) \times 100$
- (6) 収益的収支比率 (%) =  $(\text{総収支} / \text{総費用} + \text{地方債償還金}) \times 100$
- (7) 不良債務比率 (又は赤字比率) (%) =  $(\text{不良債務 (又は実質赤字額)} / (\text{営業収益} - \text{受託工事収益})) \times 100$
- (8) 繰入金比率 (%) =  $(\text{収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)}) / (\text{営業収益} - \text{受託工事収益}) \times 100$

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業 (下水道事業 (下水道事業) について記載すること。)

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) =  $(\text{供給単価} \times \text{給水原価}) \times 2 \times 100$

※1 供給単価 (円/㎡) =  $(\text{給水収益} / \text{年間総有収水量}) \times 100$

※2 給水原価 (円/㎡) =  $(\text{経常費用} - \text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附属事業費} + \text{基準内繰入金 (水道事業のみ)}) / \text{年間総有収水量 (工業用水道事業) 又は (工業用水道事業) 又は (工業用水道事業) 又は (工業用水道事業)}$   
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 =  $(\text{経常費用} - \text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附属事業費} + \text{基準内繰入金} + \text{減価償却費}) / \text{年間総有収水量}$

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 =  $(\text{総費用} - \text{受託工事費} + \text{基準内繰入金} + \text{地方債償還金}) / \text{年間総有収水量}$

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) =  $(\text{使用料収入} / \text{汚水処理費}) \times 100$

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>本市の使用料単価は平成18年度で137.3円/m<sup>3</sup>であり、総務省が使用料の適正水準としている150円/m<sup>3</sup>と比較して低い水準と なっています。</p> <p>また、使用料回収率についても資本費平準化債を借り入れでも平成18年度で69%となっており、使用料の引き上げを平 成19年度に39.3%、そして、平成23年度に10%を計画しています。</p> <p>使用料の見直しと接続件数増による有収水量の増加で、平成20年度から約9億円の収入増を見込んでいます。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>基準内繰入及び脱色施設に要する経費(維持管理費、資本費)は、全額繰入を見込んでいます。</p> <p>そして、資本費の7割相当額を基本に、雨水分との差額を赤字補てん的な繰出しとして見込んでいます。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

- 注 1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれの具体的な考え方を記入すること。
- 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

目	内容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p>	<p>事務事業の効率化等により人件費の削減に努める。</p>
<p>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</p>	<p>集中改革プランに基づく健全化計画において、平成18年度に職員2名を削減し職員数を98名とする計画としていました。しかし、目標を達成することができず平成19年度当初において職員2名を削減しています。引き続き23年度まで職員数98名を維持する計画です。</p>
<p>○ 給与のあり方</p>	<p>国公準拠となるよう見直しを検討していく。</p>
<p>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p>	<p>給与構造改革に伴う見直しは平成19年3月1日で国公準拠となるよう条例改正済み。地域手当については平成17年4月1日で国公準拠(3%)となるよう条例改正済み。</p>
<p>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p>	<p>技能労務職給料表を国公行(二)表へ平成18年3月1日で切り替え済み。平成20年4月を目処に取り組み方針を策定。</p>
<p>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</p>	<p>退職時特別昇給については平成17年1月1日で廃止済み。支給率については平成19年3月1日で国公準拠となるよう条例改正済み。</p>
<p>◇ 福利厚生事業のあり方</p>	<p>平成18年7月1日と歌山県市町村職員共済組合に移行し、その際健康保険の負担割合を折半としたことよって年間約113,000千円の負担軽減となっている。また、平成17年度に職員互助会への補助金を事業補助方式(公費、個人負担折半)に変更し、脱退給付金を補助対象外事業としている。これによって補助金額は平成18年度では44,061千円となり、平成16年度の122,762千円からすると78,701千円の減額となっている。今後も職員互助会への補助金減額や給付内容についての見直しを検討していく。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p>	<p>事務事業の効率化を図る。</p>
<p>○ 維持管理費等の削減その他経営効率化に向けた取組</p>	<p>課題③については、本市の普及率が未だ29.2%と低位にあるため、処理区域の整備拡大に力を入れていくことから、流入水量の増加により維持管理経費を抑えることが非常に難しい状況にある。しかし、平成19年度から組織の統合を行ったことで、委託業務等について一括発注することにより合理化を図るなど維持管理費の削減に努めている。また、動力費については電力の契約変更を行うことで経費の節減に努めている。</p>
<p>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>将来的には包括的民間委託の導入について検討している。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項目	内容的内容
3	<p>コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>平成18年度における使用料単価は137.3円/㎡、使用料回収率は69%（資本費平準化（償借入）となっている。課題②については、平成20年度に使用料回収率90%を目標とすることで、平成19年度に39.3%の使用料の見直しを行い、下水道財政の健全化に努める。</p>
4	<p>○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p>情報公開の推進と行政評価の活用を図る。</p> <p>平成18年2月から健全化計画、財務情報及び定員管理状況等について、ホームページで公開している。</p>
5	<p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p> <p>行政活動を「政策一施策一基本事務事業一事務事業」の4階層に整理した場合における、最小単位の事務事業を対象として行政評価を実施している。</p> <p>下水道事業の場合、徴収事業、普及事業、処理場・ポンプ場運転管理事業、水質規制管理事業、水質規制管理事業及び整備事業等において評価を行っている。</p> <p>課題①については、平成17年度から普及指導員を1名増員して2名体制とするとともに、水洗便所改造助成金制度を設けることで水洗化率の向上に努めている。</p>
5	<p>その他</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

注2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

注3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果  
主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>(IV. 1. 給与のあり方) 健全化計画において平成18年度に職員2名削減を目標としていましたが、達成できなかつたため、平成19年度当初において、2名の削減を行いました。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰上損失金の解消等	<p>(IV. 3) (IIの課題②) 平成18年度末における資金不足額は約110億円になるもの見込んでいます。 平成19年度に使用料を39.3%引き上げること、平成20年度から使用料対象経費の9割を使用料で賄うとともに、可能な範囲で一般会計からの繰入を受けることで資金不足額の解消を目指します。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>(IV. 3) 使用料の見直しを行うことで赤字補てん的な基準外繰出しの縮減に努めることは必要ですが、本市の場合、多額の資金不足額を抱えているため、まず、その解消を図ることが先決であると考えます。</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。  
(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例：職員数一職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できずない項目、その改善効果が毎年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与等)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれ別の合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. (参考) 補償金免除額欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改善促進効果(つづき)  
2 年度別目標等  
(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度)	平成15年度 (計画前4年度)	平成16年度 (計画前3年度)	平成17年度 (計画前2年度)	平成18年度 (計画前年度)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画前年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	処理区域域内人口(人)	93,560 増減 5,878	97,944 増減 4,384	103,485 増減 5,521	108,684 増減 5,228	112,806 増減 4,112	25,124	117,858 増減 5,052	122,345 増減 4,487	126,333 増減 3,988	130,384 増減 4,031	134,473 増減 4,109	21,667	
	水先便所設置済人口(人)	60,174 増減 5,211	66,170 増減 4,996	70,917 増減 4,747	77,044 増減 6,127	82,508 増減 5,464	27,545	88,221 増減 5,713	93,470 増減 5,249	98,271 増減 4,801	103,141 増減 4,870	108,087 増減 4,946	23,579	
	水先化率(%)	64.3 増減 1.6	66.5 増減 2.2	68.5 増減 2.0	70.9 増減 2.4	73.1 増減 2.2	10	10	74.9 増減 1.8	76.4 増減 1.5	77.8 増減 1.4	79.1 増減 1.3	80.4 増減 1.3	7
	有収水量(m <sup>3</sup> )	14,033,880 増減 263,060	13,984,588 増減 441,950	14,426,518 増減 441,950	14,781,280 増減 354,762	15,188,139 増減 397,859	1,418,139	15,490,000 増減 301,861	15,843,000 増減 353,000	16,194,000 増減 351,000	16,545,000 増減 349,000	16,895,000 増減 350,000	17,246,000 増減 351,000	1,786,861
	使用料単価(円/m <sup>3</sup> )	113.9 増減 1.5	137.5 増減 23.6	137.4 増減 △0.2	137.3 増減 △0.1	137.3 増減 △0.1	25	148.7 増減 39.3	148.7 増減 39.3	148.7 増減 39.3	148.7 増減 39.3	148.7 増減 39.3	148.7 増減 39.3	79
経営の効率化	職員1人当たりの営業収支(千円)	42,228 増減 △301	47,808 増減 5,078	46,194 増減 1,612	48,244 増減 2,050	49,892 増減 1,648	1,265,362	52,277 増減 11,385	58,055 増減 6,678	59,340 増減 385	59,904 増減 564	64,105 増減 4,201	23,213	
	職員数(人)	108 増減 1	105 増減 △3	103 増減 △2	100 増減 △3	100 増減 △2	△7	98 増減 △2	98 増減 △2	98 増減 △2	98 増減 △2	98 増減 △2	△2	
	管理運営費(千円)	9,944,718 増減 242,463	10,493,624 増減 548,906	10,484,463 増減 △9,161	10,982,337 増減 477,874	10,968,617 増減 8,280	1,265,362	10,960,860 増減 △7,757	10,995,562 増減 △6,288	10,974,586 増減 75,024	11,041,624 増減 67,038	11,104,624 増減 62,000	11,249,674 増減 208,050	281,057
	処理区域域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	106.3 増減 △4.4	107.1 増減 0.8	101.3 増減 △5.8	109.9 増減 △8.6	97.2 増減 △13	△13	93.0 増減 △4.2	88.1 増減 △4.9	87.1 増減 △1.0	86.9 増減 △0.2	84.7 増減 △2.2	83.7 増減 △1.0	△14
	汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> )	193.4 増減 △10.7	209.1 増減 15.8	203.0 増減 △6.1	212.0 増減 8.9	240.1 増減 28.1	36	285.2 増減 81.4	260.4 増減 △24.8	257.3 増減 △2.1	256.3 増減 △1.0	257.3 増減 △1.0	258.3 増減 △1.0	18
収入の確保	汚水処理原価(維持管理費)(円/m <sup>3</sup> )	74.5 増減 △5.2	75.9 増減 1.4	68.8 増減 △7.2	68.8 増減 0.0	60.4 増減 △8.4	△17	60.4 増減 △8.4	81.4 増減 △20.0	81.4 増減 △0.4	80.5 増減 △0.9	80.5 増減 △0.5	80.0 増減 △0.5	20
	使用料回収率(%)	58.9 増減 3.8	65.8 増減 6.6	67.7 増減 1.9	64.8 増減 △2.8	57.2 増減 △7.6		56.1 増減 △1.1	76.2 増減 19.1	77.7 増減 1.5	77.7 増減 1.5	78.0 増減 0.3	83.8 増減 15.8	53
	累積欠損金比率(%)	157.8 増減 37.6	171.1 増減 13.3	203.4 増減 32.3	217.3 増減 13.9	273.2 増減 55.9		224.7 増減 △48.5	193 増減 △31.7	185.1 増減 △7.9	185.1 増減 △7.9	178.5 増減 △6.6	154.8 増減 △21.7	△14
	企業債現在高(百万円)	102,088 増減 1,893	103,287 増減 1,199	103,987 増減 700	105,563 増減 1,576	107,148 増減 1,585		109,864 増減 1,716	109,762 増減 898	110,125 増減 363	110,125 増減 363	110,312 増減 187	110,371 増減 59	55
	使用料収入(百万円)	1,591 増減 △32	1,913 増減 324	1,971 増減 58	2,016 増減 43	2,070 増減 54	2,289	2,289 増減 1,866	3,129 増減 219	3,210 増減 140	3,210 増減 140	3,311 増減 124	3,661 増減 350	5,305
経営の効率化	①有収水量の増進	52 増減 0	52 増減 0	101 増減 331	135 増減 342	179 増減 352	519	78 増減 144	156 増減 903	217 増減 923	274 増減 967	306 増減 1,285	1,028	
	②使用料の適正化													
	③回収率の向上													
	④その他①)													
	⑤職員給与と費中の退職手当を除いたもの	9,945 増減 9,945	10,494 増減 10,494	10,484 増減 10,484	10,962 増減 10,962	10,969 増減 10,969	423	11,103 増減 11,103	11,033 増減 11,033	11,033 増減 11,033	11,033 増減 11,033	11,177 増減 11,177	11,394 増減 11,394	55
収入の確保	⑥維持管理費(上記以外)の適正化													
	⑦職員給与と費中の退職手当													
	⑧その他②)													
	⑨改善費													
	⑩改善費合計						2,289							

○計画前年度において使用料単価150円/m<sup>3</sup>(20m<sup>3</sup>当たり3,000円)未満(如処理原価が150円/m<sup>3</sup>未満の場合は如処理原価未満)の事業にあつては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を①に記載すること。  
○収入の確保(七の他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の賃付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、委託費により千円単位でも可とする。))  
○経営の効率化(七の他⑤の例:建設コストの削減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など)、建設改良費の抑制(制は除く)、電気・機械設備等の計画的修繕による寿命延長など(記入単位は百万円とするが、委託費により千円単位でも可とする。))

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)  
本市の使用料単価は137.3円/m<sup>3</sup>、使用料回収率は69%(資本費平準化償還後)です。平成19年度に69.9%の引き上げを行い、使用料対象経費の90%を賄います。  
○ 使用料適正化の考え方  
○ 民間委託の取組状況  
○ その他に記載された項目に関する取組等